



平成28年度軽自動車税の減免申請

税務課 ☎42-5614

障害をお持ちの方が利用する軽自動車（軽自動車、原動機付自転車等）については、申請により軽自動車税が減免される場合があります。平成28年4月1日現在において身体障害者手帳等を所有している方が対象です。

ただし、認定の等級や障害の部位によっては、減免の対象とならない場合がありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

■減免が受けられる軽自動車の範囲

- 障害者本人が所有する軽自動車
- で、次のいずれかに該当するもの。
 - ・ 障害者本人が運転する軽自動車
 - ・ 障害者と生計を同じくする方が、その障害者のために運転する軽自動車（18歳未満の方、障害の程度の重い方の場合は、生計を同じくする方の所有でも可）
 - ・ 障害者の方のみの世帯で、その世帯の障害者を常時介護する方が、その障害者のために運転する軽自動車

* 減免出来る車両は障害者一人につき一台です。

普通自動車で減免を受ける場合

には軽自動車税の減免を受けることはできません。

また、タクシー券の交付を受けている方については、交付枚数が半分となります。

■申請に必要なもの

- ・ 減免申請書（用紙は税務課または各支所窓口にあります）
- ・ 手帳（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳など）
- ・ 車検証（車検証がない車種の場合は標識交付証明書）
- ・ 運転される方の運転免許証
- ・ 印鑑（みとめ印）
- ・ 軽自動車税納税通知書（届いている場合のみ、納付せずにお持ちください）
- ・ 納税義務者の個人番号通知カード（もしくはマイナンバーカード）

※納税義務者以外が申請される場合、他に書類が必要となる場合があります。

■申請期限 5月24日（火）（納期限の7日前まで）

※昨年度申請し減免された方も、改めて申請が必要です。

■申請場所
税務課または各支所窓口係

感謝状を贈呈しました

総務課 ☎42-5611

●内藤亨 様へ贈呈

「安芸高田市ふるさと応援寄附金制度」により、市へ多額の寄附をいただいた内藤亨 様（向原町出身）へ、感謝状を贈呈しました。

いただいた寄附金は、「歴史と文化の香り高いふるさとづくり事業」、「安芸高田市ふるさと応援の会 関東支部活動支援」、「ひろしま安芸高田神楽東京公演事業」に大切に活用させていただきます。

●安芸大谷製作所様へ贈呈

株式会社安芸大谷製作所様の教育に役立ててもらいたいとの思い

から、たくさんの方の寄附をいただき感謝状を贈呈しました。

寄附いただいた教材や用品は、大切に使用させていただきます。

向原小学校
長同太鼓・ストップウオッチ・トレーニングタイマー・タイマー用スタンド・指導者用デジタル教科書・図書

向原中学校
音楽室DVDプレーヤ・遮光カーテン・デジタル教科書・中学生の音楽鑑賞DVD・展示用額・図書

平成28年4月10日執行 安芸高田市長選挙の結果

選挙管理委員会 ☎42-1136

●投票結果

	男	女	計
選挙当日有権者数	11,746	12,986	24,732
投票者数	6,813	7,618	14,431
投票率	58.00%	58.66%	58.35%

●開票結果

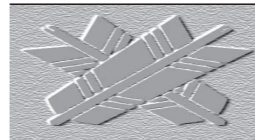
届出順	候補者指名	得票数	
1	浜田 一義	6,973	当
2	やまね 温子	6,498	
3	有田 清士	748	
無投票者数		212	
投票総数		14,431	



開票作業中の様子

安芸高田市・北広島町・三原市の広域観光に関する協定 「三矢の訓協定」調印式を行いました

商工観光課 ☎47-4024



●三市町が観光振興による連携を強化

3月29日、広島県庁において、知事立会のもと、三市町の首長が「三矢の訓協定」を締結しました。

この協定は、毛利氏関連史跡等の観光資源を有する関係三市町による広域観光行政推進の可能性について、広島県を含め協議を行い実現したものです。

なお、この「三矢の訓協定」は、毛利家、吉川家、小早川家、それぞれのゆかりの地である三市町が連携し、相互に交流、それぞれの観光資源を活用した共同プロモーション等を具体化することにより、県内をはじめ、県外からの誘客促進を図るなど、広域観光に関する取組みの円滑な実施を可能にさせようとするものです。

●今後三市町が連携して行う事業

- 一、周遊促進のための冊子作成
- 二、ガイド研修（三市町ガイド団体の相互交流）
- 三、お土産品の開発
- 四、ツアアの造成
- 五、共同プロモーション事業などを検討していく予定です。



「三矢の訓」のとおりさらに絆を深めた三市町



広島広域都市圏 24 市町による 「連携中枢都市圏制度」の取り組みが始まる

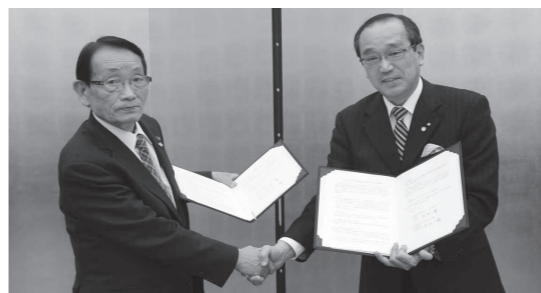
政策企画課 ☎42-5612



●広島広域都市圏で新たな連携に取り組めます

広島市と経済面や生活面で深く結び付いている県内外（広島県・山口県）23の近隣市町で構成する広島広域都市圏では、強固な信頼関係を構築し、地域の資源を共有し生かすとともに、「連携中枢都市圏制度」を活用した施策展開を図ることで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現を図るため、これまで協議を進めてきました。

このたび、安芸高田市と広島市は、「連携中枢都市圏」を形成するための連携協約を締結すること



連携協約が締結され握手をかわす広島市松井市長と浜田市長

については、それぞれの議会の議決を経て協議が整い、3月30日、広島広域都市圏形成に係る連携協約を締結しました。

今後は、連携の基本的な方針と役割分担を定めた協約に基づき、取組を進めていきます。

●連携中枢都市圏制度とは

人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するため、指定都市などの一定の要件を満たす連携中枢都市と近隣市町が「連携協約」を締結し、各種施策を実施する制度のことです。



「広島広域都市圏」構成市町（11市13町）